

島根 教弘友の会会報

Vol.127

2024.7

発行兼
編集

(公財)日本教育公務員弘済会島根支部・(株)島根教弘
松江市殿町33 TEL(0852)24-1059・24-7750 FAX(0852)31-6089
E-mail:simane@nikkyoko.or.jp HP:https://nikkyoko-shimane.jp



「斐川のひまわり畑」

目次

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ● 会長あいさつ …………… 1 | ● 福祉事業等の申請方法 …………… 6 |
| ● 島根教弘友の会福祉事業等の概要 …… 2 | ● 正会員資格のご継続をお勧めします …… 7 |
| ● 島根教弘友の会役員会報告 …… 3,4,5 | ● 教弘フルガード …………… 7 |
| ● 島根教弘友の会会員数及び地区助成金一覧 …… 5 | |



当たり前・常識??

島根教弘友の会会長
公益財団法人 日本教育公務員弘済会島根支部長

河原 一郎

自転車のヘルメット着用が努力義務になってから1年経過するが、島根では中学生を除き、まだまだ普及していない。まして、大人が着用しているのは、ほとんど見たことがない。ところが、10年近く前に、四国のある大きな都市で、下校時間過ぎにある高校に行こうと歩いていたところ、中学生や高校生と思われる生徒はもちろん大人も含めてほとんどの人が着用していた。

生徒数が1,000人を超える近畿地区の大規模のA高校を訪問した時のこと。この学校は、単位制高校で大学と同様に選択科目によって生徒の空き時間ができるシステムの学校であり、その時間は図書館又は自習室で自習することになっていた。約束の時間は9時だったが、8時過ぎに学校に行き生徒の通学風景を見ていた。やがて生徒の朝礼時間になったが、遅刻者は全校で1人のみ。

その後、私は、A高校の教頭に本来の学校訪問の目的とは違う二つの質問をした。「①遅刻者が一人だけでしたが、いつもこうですか? ②空き時間に生徒がうろろしたりしませんか?」

この質問は、この学校では全くの愚問であった。教頭からは、「①理由があり事前に連絡があった生徒である。時間通り来るのは当たり前。②そんな心配なんかしたこともない。当たり前ですが、生徒は静かに自習をしています。」という回答であった。

中国地区のある城跡に行ったときのことである。ボランティアの方に案内をしてもらい、内堀の中にあるB高校の近くに行ったときの案内人の一言。「B高校の生徒は、その橋を渡って学校に通うが、会っても挨拶もしない。成績はいいらしいが、こういう子どもたちでは、将来…。」

一方、私が勤務した島根県内のC高校で、ある地域の方から次のような話があった。「数日前の朝に、(学校から1 km 近く離れた)道路で、おはようございますと言わないC高校の生徒がいた。今まで、みんなが挨拶していたのに…。」(「おはようございます」を言わない生徒が多数いたかと思ひ確認したところ、一人だけいたという話であった。つまり、C高校の生徒は99%以上が地域で挨拶をしているということになる。挨拶するのは当たり前)

ある雑誌から。朝、やや思いつめたような保護者から電話が入る。「4年1組のDの母ですが、担任のE先生はおられますか」「申し訳ありません。本日は出張をしています」「そうですか」。昼頃、親は学校から出てくるE先生を見かけた。『どういうこと。朝は出張だと言っていたのに。私からの電話だと聞いて、出たくなくて居留守を使ったんだ』その後どのように展開していったのでしょうか。

学校や役所では「出張」は短時間でも職場を離れ外出する場合にも使うが、世間では、一般的には「出張」とは1日中出かけるか、宿泊を伴う場合に使うことが多い。ほんの些細なことでも、業界だけで通用する言葉は使い方を誤ると行き違いから生じるトラブルを発生させることにつながる。(学校には、たくさんの業界専用用語があり、私も違う学校種に勤務したときに、意味が分からない言葉がたくさんあり、困ったことがあった。)

当たり前・常識と知っていることは、人により、地域によりこんなにも違うものなんですね。

島根教弘友の会福祉事業等の概要

人間ドック受診補助

友の会独自の事業で、正会員が人間ドックで1万円以上の支払いを要した場合、一人1年に1回、10,000円を補助します。

< 申請方法 ⇒ P 6 >

宿泊施設利用補助

正会員が島根支部指定の宿泊施設を利用する場合には、加入口数により2,000円又は3,000円の補助券を発行します。

< 申請方法 ⇒ P 6 >

なお、島根県教育会館は、令和4年4月1日から当分の間、休業しています。

弔 慰 金

正会員がご逝去されたとき、弔慰金3万円をお供えます。

損害保険事業

◇「教弘フルガード」

日教弘が東京海上日動火災保険(株)と提携して取り扱っている、総合型で団体契約の割安の傷害保険です。< P 7をご覧ください >

◇自動車・旅行・その他

東京海上日動火災保険(株)と連携して、自動車・旅行等の損害保険を取り扱っています。

友の会地区総会

概ね市郡単位に設置されている地区において、毎年地区総会が開催されますが、令和6年度も新型コロナ・インフルエンザの感染状況等に留意して、各地区の判断で行われます。なお、活動に対する地区助成金は全地区に交付します。

会 報 の 発 行

「島根教弘友の会会報」を年3回発行し、会の状況・教弘保険に関する情報、会員・各地区の活動状況などの情報を掲載しています。

研修と親睦の旅

「研修と親睦の旅」は、昨年までは6月初旬に開催する友の会役員会において、行き先を提案し皆様のご意見を参考にして決定していましたが、今年度から友の会副会長の了解を得て、事務局で決定し、5月には会員の皆様にご案内しました。

今年度の行き先は、国外の旅を考え、台湾に決定しました。すでに申し込みを締め切り、18人の参加希望がありました。

台湾は、4月に地震が発生しましたが、旅行業者等から情報を収集したところ旅程の地域には旅行に影響する被害はないと聞いています。

また、日本の震災発生時に真っ先に支援をいただいた台湾の復興に少しでも支援になればという思いもあります。楽しい旅になることを期待しています。

～台湾縦断紀行4日間の旅～

旅行期間

令和6年9月29日(日)～10月2日(水)

3泊4日

行き先

高雄～台南～台北

正会員記念品の贈呈

(株)島根教弘が行う記念品贈呈等です。正会員の方にお届けします。

令和6年度

島根教弘友の会役員会報告



令和6年度 島根教弘友の会役員会を開催しました。

協議に先立ち、新役員の紹介及び委嘱状の手交を行いました。(新任者はP5参照)

協 議

1. 令和6年度事業計画並びに予算について

(1) 事業計画

① 福祉事業

地区活動への助成、人間ドック受診補助、宿泊施設利用補助、弔慰金、研修と親睦の旅を実施します。

② 損害保険事業

教弘保険に併せ、傷害保険、自動車保険、旅行保険等を取り扱います。

③ 会報発行

年3回発行し、会の情報等を掲載します。

④ その他(株)島根教弘が行う記念品贈呈等 正会員記念品

(2) 予 算

別表1「令和6年度島根教弘友の会予算」のとおり。この他にも現職と同一の支出枠で執行する予算もあります。

2. 令和6年度の地区編成について

令和5年度と変更ありません。

3. 福祉事業の今後の助成のあり方について

教弘保険の実績の減による事業資金の減少、支出増への対応を図るため来年度以降の福祉事業について、役員会や地区総会等でのご意見を踏まえ、今後の幹事会で検討し決定することとなりました。

報 告

1. 役員・地区長について

別表2「令和6年度友の会役員一覧表」のとおりです。(P5)

2. 「友の会会員」(退職会員)の入会年齢の変更について

友の会会報Vol.126でお知らせした通り従来「満60歳」と定めていた友の会の入会年齢について、定年年齢の延長にあわせて段階的に引き上げます。

3. 令和6年度島根教弘友の会「研修と親睦の旅」について

○台湾縦断紀行4日間の旅

令和6年9月29日(日)~10月2日(水)3泊4日

募集人数30名(最少催行人数10名)

4. 令和5年度福祉事業等の実績について

(1) 地区総会の実施

13地区で実施。他に3地区で鑑賞券・商品券配布等

(2) 宿泊施設利用補助

宿泊利用補助券発行 80泊

(3) 人間ドッグ受診補助 409名

(4) 弔慰金(香典等) 7名

(5) 友の会会報 3回発行

(6) 会員名簿発行(地区ごと)

該当地区長へ送付

(7) 研修と親睦の旅

「北海道新幹線で青函トンネルに行く! 函館山夜景観賞と龍飛崎・登別温泉4日間の旅」24名参加

5. 友の会正会員記念品について

今年度は「はさみ(チタンコーティング・3D設計刃)」に決定しました。来年度の希望があれば、12月までに地区長から連絡をいただくことにしました。

3. 友の会正会員資格と会員資格継続について

○65歳を迎える会員が、正会員の資格を継続するためには、「新教弘保険K型」〔集団契約特約付勤労保険〕(旧「新教弘保険追加部分」)への加入が必要となります。詳しくはP7をご覧ください。

(注)

・「新教弘保険K型」は、80歳満期ですが、友の会会員資格は満75歳になられた年度の3月末日までとなっています。

・令和6年度に友の会会員の資格を有する方は、昭和24年4月2日から昭和38年4月1日生まれの方です。

4. 友の会会報の原稿等の依頼について

○広く島根県内全域の会員の親睦が図られるよう、会員の方々の作品や寄稿、あるいは地区の活動等の記事の提供を各地区にお願いします。

情報交換

○地区総会の情報等、情報交換が行われました。

諸連絡

1. 地区総会について

○開催するかどうかは、各地区の判断とします。事務局からの参加は、地区から要請があれば可能な限り出席します。

2. 退任地区長への感謝状贈呈について

○事務局が出席する場合は、事務局から贈呈します。出席しない場合は、新地区長から贈呈をお願いします。



別表1
令和6年度島根教弘友の会予算

1. 収入の部

項目	予算額	摘要
助成費	8,440,000	島根支部で措置

2. 支出の部

項目	予算額	摘要
福祉事業費		
地区総会助成金	3,000,000	各地区に分配
人間ドック受診補助	3,500,000	人間ドック受診補助
宿泊施設利用補助	300,000	宿泊施設利用補助券
弔慰金	270,000	
研修と親睦の旅 (別途)		
損保事業	現職と同一予算枠扱い	傷害保険
印刷費	480,000	会報、名簿等
通信費	410,000	会報・旅行案内送料
会議費	380,000	役員会、地区総会
予備費	100,000	
合計	8,440,000	

(注) 地区総会助成金は、2分の1を地区均等割り、残りを正会員数割りで按分、分配します。

その他(株)島根教弘が行う記念品贈呈等

正会員記念品	正会員を対象とする。
--------	------------

別表2
令和6年度島根教弘友の会役員一覧表

○印は新任

令和6年6月3日現在

役職名	地区等	氏名
会長	支部長	河原 一朗
副会長	副支部長	足立 隆志
〃	〃	永田 千秋
〃	専任幹事	池尻 和良
〃	(株)島根教弘 代表取締役	○矢野 英明
〃	(株)島根教弘 取締役	○池田 宗市
〃	松江	横山 恵子
〃	出雲	○内藤 茂
〃	浜田	大谷 学
幹事	安来	山崎 道弘
〃	八束	○中路 博孝
〃	大原	鳥谷 和生
〃	仁多	小川 直美
〃	飯石	廣田 英資
〃	平田	石倉 始
〃	簸川	立脇 渉
〃	大田	山根 明人
〃	江津	田中 康夫
〃	邑智	中野 寿晴
〃	益田	釜野 滋
〃	鹿足	○河野 洋司
〃	隠岐	○村上 一

※ 令和6年6月27日付で副会長 矢野英明氏が退任し、同日付で池田浩氏が副会長に就任

令和6年度
島根教弘友の会会員数および地区助成金一覧

令和6年6月1日現在

地区	正会員	会員	計	正会員割	均等割	合計金額	地区	正会員	会員	計	正会員割	均等割	合計金額
松江	438	54	492	414,800	93,700	508,500	大田	51	7	58	48,300	93,700	142,000
安来	99	9	108	93,700	93,700	187,400	江津	60	6	66	56,800	93,700	150,500
八束	120	10	130	113,600	93,700	207,300	邑智	39	9	48	36,900	93,700	130,600
大原	62	4	66	58,700	93,700	152,400	浜田	109	11	120	103,200	93,700	196,900
仁多	27	4	31	25,600	93,700	119,300	益田	127	9	136	120,300	93,700	214,000
飯石	36	2	38	34,100	93,700	127,800	鹿足	27	2	29	25,600	93,700	119,300
出雲	197	9	206	186,500	93,700	280,200	隠岐	41	5	46	38,800	93,700	132,500
平田	47	5	52	44,500	93,700	138,200	県外	22	1	23			
簸川	105	8	113	99,400	93,700	193,100	計	1,607	155	1,762	1,500,800	1,499,200	3,000,000

福祉事業等の申請方法

次の福祉事業等が利用できるのは正会員です。

人間ドック受診補助

1. 人間ドックを受診する。
2. 自己負担が1万円以上であることを確認する。(人間ドックとオプション検査の合計が1万円以上の場合も補助の対象になります。)
3. 島根支部に「人間ドック受診補助金申請書」を請求する。申請書は島根支部HPからダウンロードすることも可能。
4. 島根支部から申請書を受け取ったら、領収書の写しを添付して島根支部に送る。
5. 島根支部は、申請書を確認し、指定銀行口座に10,000円を振り込む。

注意

次のような場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

(例)

- ・人間ドックではなく、通常の健康診断のみ、あるいはそれに加えてオプション検査を受診し1万円を超えている場合。
- ・基本の人間ドックは受診せず、オプション検査のみで1万円を超えている場合。

宿泊施設利用補助

1. 利用者は、島根支部指定の宿泊施設に直接予約する。
(他の割引を利用する場合には、日本教育公務員弘済会の割引と併用できるかを宿泊施設に確認してください。)
2. 島根支部に、会員氏名、宿泊施設名、宿泊期日を明らかにして、電話等により補助券を申請する。
3. 島根支部は加入口数等を確認し、申請者に補助券を送付する。
(補助券は郵送しますので、余裕をもってお申し込みください。)
4. 利用者は、宿泊施設に到着したら、受付の際に補助券を提出する。
5. 支払の際に、補助券記載の金額が差し引かれる。

注意

- ・旅行業者の斡旋による宿泊の場合は、補助の適用はできません。
- ・インターネットによる宿泊予約では、補助の適用ができない場合がありますので、宿泊施設にご確認ください。
- ・インターネットによる宿泊予約が可能な場合でも、ホテルのフロントで支払いをする場合のみ補助が適用されます。

正会員資格のご継続をお勧めします

新教弘保険(集団契約特約付勤労保険)の満期は65歳です。満期までぜひご継続ください。また、満期到来時(満65歳)には、新教弘保険K型(集団契約特約付勤労保険)にご加入いただき、正会員資格のご継続をお勧めします。

新教弘保険K型ご加入の特典

(集団契約特約付勤労保険)

○ 健康状態の如何にかかわらず、既加入の死亡保健金額の範囲内で加入できます。

○ ご加入後、5年毎の更新で80歳まで保障を継続できます。
(ただし、払込み保険料は5年毎に更新、満期保険金はありません。)

※手続きの際、新教弘保険K型(集団契約特約付勤労保険)以外は「教弘友の会正会員資格」を失うこととなります。引き続き正会員資格を継続される場合は、必ずご加入される保険が、「教弘友の会正会員を続けられる保険」かどうかをご確認ください。

※満期日は、65歳の誕生日ではありません。契約日によって設定されていますので、保険証券でご確認ください。

※満期を迎えられる方には、事前に共済事業(提携保険事業)提携保険会社ジブラルタ生命保険株式会社からのご案内や担当LC(ライフプラン・コンサルタント)がご連絡をさせていただきます。詳しくは、ジブラルタ生命のLCにお問い合わせの上、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お問い合わせ先

ジブラルタ生命保険(株)

- ジブラルタ生命保険(株) 教職員専用ダイヤル(通話料無料) 0120-37-9419
- 出雲営業所 〒693-0011 出雲市大津町 1127-27 0853-21-2015
- 松江支社 〒690-0007 松江市御手船場町字伊勢宮 553-6 0852-59-5571
- 浜田営業所 〒697-0026 浜田市田町 113-2 0855-22-1703
- 松江第一営業所 〒690-0007 松江市御手船場町字伊勢宮 553-6 0852-59-5571
- 益田営業所 〒698-0026 益田市あけぼの本町 9-4 0856-31-1510
- 松江第二営業所 〒690-0007 松江市御手船場町字伊勢宮 553-6 0852-59-5571

公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

団体総合生活保険(フルガード) 2024年8月～2025年7月加入のご案内

教弘フルガード

日常生活のケガやトラブルに。

教職員退職者やご家族の方もお得な団体割引でご加入いただけます。

○ ご自身のケガ [傷害補償]



○157などの特定感染症の補償

特定感染症を病状した場合、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。



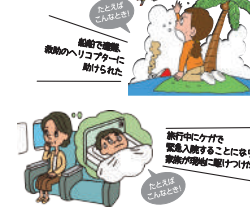
○ 相手への補償 [個人賠償責任補償]



○ 持ち物の補償 [旅行品損害]



○ 費用の補償 [救護費用等]



示談交渉サービス付帯(国内のみ)
自転車条例にも対応!

(団体総合生活保険) 団体割引+損害率による割引あわせて

約 **41%** 割引

※天災危険補償部分の保険料は、団体割引のみ適用となります。

自動更新 2024年8月1日始期

2024年8月1日午後4時～
2025年8月1日午後4時(1年間)

中途加入の補償期間

毎月20日締切で、提出締切日の翌月1日午前0時～2025年8月1日午後4時

募集期間

2024年5月31日(金)～2025年6月20日(金)

加入者資格

公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員 2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員 4. 教職員団体の役員及び職員
5. 日教弘および新日教弘の本部および各県の職員
6. 1～5.の退職者

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員並びに部活動等を指導する教育関係の職員等

会員のご家族の方も教弘フルガードにお得な団体割引適用にてご加入いただけます!

教弘フルガードの被保険者になれるご家族の範囲

1. ご加入者の配偶者 2. ご加入者の子、親、兄弟
3. ご加入者と同居している*親族(※)

(※) 親族とは加入者の6親等以内の血族または3親等以内の姻族

ホームページから資料請求いただいた方へもれなく粗品をプレゼントしています →

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
www.nikyoko.or.jp



このご案内は、「団体総合生活保険(フルガード)」の概要について説明したものです。保険の内容は、パンフレットをご覧ください。詳細は団体が保有する保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら、代理店または引受保険会社 東京海上日動火災保険㈱におたずねください。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

2024年2月作成 募集文書番号23T-002625